

東京都住宅供給公社内部統制規程

令和4年2月16日

公社規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）における内部統制に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(内部統制の目的)

第2条 法令はもとより、公社において整備した各種規程や制度等を遵守して、事務の適正な管理及び執行に着実に取り組むとともに、規程等の整備状況及び運用状況について、毎年度、評価し是正や改善を進めていくことで、自立的で健全な経営を堅持し、社会の信頼と期待に応えていくことを目指す。

(内部統制の対象とする事務)

第3条 対象とする事務は、財務に関する事務等とする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、役員及び職員、業務職員、再雇用社員、契約社員、嘱託員、パートタイム社員、派遣社員その他当社の業務に従事する全ての者に適用する。

(内部統制の定義)

第5条 内部統制は、全社的な内部統制及び業務レベルの内部統制に関する以下の段階からなる取組である。

(1) 第1段階（内部統制の整備）

事務の適正な管理及び執行の基盤となる全社的な組織構造や職務の分掌等について、規程等に明文化する。

あわせて、事務の流れを俯瞰して起こり得る業務レベルの事務処理の誤りを想定した上で、その未然防止に資する手順等を整備し、規程等に明文化する。

(2) 第2段階（内部統制の運用）

規程等にのっとりた事務の適正な管理及び執行を日々励行する。

(3) 第3段階（内部統制の評価）

規程等の整備状況、事務の運用状況を確認し不備があれば是正や改善を行うとともに、評価結果を取りまとめて独立的立場から内部統制評価報告書を作成する。

(4) 第4段階（内部統制の報告）

内部統制評価報告書は、監事と確認したうえで、監事の意見を付して理事会に報告する。

(評価の対象期間)

第6条 評価対象期間は、会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）とする。

（評価基準日）

第7条 評価基準日は、会計年度末日の3月31日とする。なお、当該年度の会計処理として行われた整理事項は、評価基準日までに整理されたものとする。

（内部統制の推進体制）

第8条 内部統制の推進体制は、内部統制最高責任者である理事長のもと、以下のとおりとする。

（1）内部統制最高責任者代理

内部統制最高責任者の職務を補佐する。

（2）内部統制推進総括責任者

内部統制の取組を実務的に総括する。

（3）内部統制推進責任者

所管する事務において、内部統制の整備及び運用を推進する。

（4）内部統制評価責任者

内部統制の整備状況及び運用状況について独立して評価する。

（5）内部統制委員会

内部統制の推進を図るため、理事長を委員長とする内部統制委員会を設置する。

（監事との連携）

第9条 内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監事への情報提供や意見交換を行う。

（雑則）

第10条 内部統制について、この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。